## 公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 企画委員会規則

平成 22 年 04 月 01 日 制定 平成 22 年 10 月 01 日 改正

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム(以下「この法人」という。)定款第41条第3項の規定に基づき、企画委員会(以下「委員会」という。)の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。
  - (1) 中期目標及び中期計画案を策定し、理事会に提出すること。
  - (2) 将来構想に関わる研究交流計画案を策定し、理事会に提出すること。
  - (3) 各コンソーシアムの取組について情報収集し、理事会に報告すること。
- (4) その他この法人の目的を達成するための事業案を策定し、理事会に提出すること。(委員)
- 第3条 委員会の委員は、次の各号のうちから理事会が選任し、代表理事(会長)が委嘱する。
  - (1) 正会員の団体会員の構成員の中から運営委員として推薦された者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 前各号以外の者で理事会が認めた者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁 決するところによる。
- 4 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
- 5 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第6条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成

するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、委員会の議を経て理事会において決定し、代表理事(会長) の承認を得る。

(補則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、代表理事(会長)が別に定める。

附則

この規則は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日(平成22年4月1日)から施行する。

附則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。